

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒289-2511

住 所 千葉県旭市イの1326番地

氏 名 地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院
理事長 吉田 象二

電話番号 0479-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
事業場の所在地	千葉県旭市イの1326番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P-医療、福祉
②事業の規模	医療業 病床数 989床
③従業員数	職員数 2,206名 (日々雇用含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>処理工程図</p> <pre> graph TD A[感染性廃棄物] --> B[病棟・外来] A --> C[医療・検査] B --> D[救急室] B --> E[手術室] B --> F[感染性廃棄物収集室] C --> G[病理] C --> H[薬剤局] G --> I[感染性廃棄物保管庫] F --> I I --> J[立会い] J --> K[中間処分業者（契約）] K --> L[最終処分業者（契約）] H --> M[立会い] M --> N[最終処分業者（契約）] H --> O[立会い] O --> P[最終処分業者（契約）] </pre>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に関する管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理組織責任者	所 属 副院長	職 医 師
廃棄物担当組織名	組織名 廃棄物処理委員会	廃棄物担当組織人数 17人
名 称	旭中央病院廃棄物処理委員会	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> 院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護部長を副委長、廃棄物排出部・科及び業務担当課の長をもって委員会を構成 委員会開催時の内容は専門技に報告 委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う 	
処理計画組織規定		
情報管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事項は業務担当課長が統括指導 感染対策委員会、看護部長会のメンバーと委員会とし、排出部署・各委員会等との連携を容易にしている 	

```

graph TD
    Director[病院長] --> InfectionControl[感染対策委員会]
    Director --> HealthCommittee[衛生委員会]
    InfectionControl --> WasteManagement[Waste Management Committee]
    HealthCommittee --> WasteManagement
    WasteManagement --> Pharmacy[薬剤局]
    WasteManagement --> Nursing[Nursing Department]
    WasteManagement --> Medical[診療部]
    WasteManagement --> Radiology[放射線科]
    WasteManagement --> Examination[検査科]
    WasteManagement --> Pathology[臨床病理科]
    WasteManagement --> Equipment[施設担当課]
  
```

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排 出 量	423.509 t	2.4 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排 出 量	444.685 t	2.52 t
(今後実施する予定の取組)			

患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もありますが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+5%までに抑えられるように努力していきます。年間2回のラウンド実施。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理組織責任者	所属 副院長	職 医師
廃棄物担当組織名	組織名 廃棄物処理委員会	廃棄物相当組織人数 17人
名 称	旭中央病院廃棄物処理委員会	
概 要		・院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護師長を副委員長、廃棄物担当科・科及び業務担当課の長をもつて委員会を構成 ・委員会開催時の内容は病院長に報告 ・委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う
情報管理方法		・具体的な事項は業務担当課長が統制指導 ・感染対策委員会、看護師長会のメンバーを委員とし ・排出部署・各委員会等との連携を容易にしている

```

graph TD
    Director[病院長] --> InfectionControl[感染対策委員会]
    Director --> HygieneCommittee[衛生委員会]
    InfectionControl --> WasteManagement[Waste Management Committee]
    WasteManagement --- Admin[施設担当課]
    WasteManagement --- Nursing[Nursing Department]
    WasteManagement --- Therapy[Therapy Department]
    WasteManagement --- Radiology[Radiology Department]
    WasteManagement --- Examination[Examination Department]
    WasteManagement --- Pathology[Pathology Department]
  
```

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀
排 出 量	0 t
(これまでに実施した取組)	
排出抑制は患者数に左右されており、年間を通してみなければわからない部分がある。抑制とは離れるが、再生容器（エコペール）等の使用で環境保護に取り組んでいる。また、院内ラウンドを実施し、廃棄・分別が適切に行われているかを委員会にて確認している。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀
排 出 量	0.02 t
(今後実施する予定の取組)	
患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もありますが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+5%までに抑えられるように努力していきます。年間2回のラウンド実施。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン	
			0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
			0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン	
			0 t	0 t
			0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
		自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン	
		全処理委託量	423.509 t	2.4 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	376.87 t	2.4 t	
		再生利用業者への処理委託量	46.639 t	t	
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)					
業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	自ら埋立処分 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
	全処理委託量	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再			

(第5面)

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
全処理委託量	444.685 t	2.52 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者への委託検討		
【前年度（令和5年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	425.909 t
	(今後実施する予定の取組等) 令和5年度より汚水処理場から出る汚泥以外の産業廃棄物について電子マニフェスト化を実施	
※事務処理欄		

(第5面)

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
全処理委託量	0.02 t	0.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者への委託検討		
【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組等) 令和5年度より汚水処理場から出る汚泥以外の産業廃棄物について電子マニフェスト化を実施	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。